



# 鳥取県公報

令和6年11月1日（金）  
第9642号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県立美術館の利用料金（596）（美術館）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（597）（孤独・孤立対策課）・・・・・・ 6
	公共測量の実施（598）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 6
	指定障害福祉サービスの事業の廃止（599）（中部総合事務所県民福祉局）・・・・・・ 6

# 告 示

## 鳥取県告示第596号

鳥取県立美術館の設置等に関する条例（令和元年鳥取県条例第5号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立美術館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 観覧料（コレクション展）

区 分		単 位	金 額
個人	一般人	1人1回につき	400円
	学生	1人1回につき	200円
団体	一般人	1人1回につき	320円
	学生	1人1回につき	200円

#### 備考

- 1 「団体」は、20人以上のものに限る。
- 2 「学生」は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学その他高等教育機関に在籍しその正規の課程において学ぶ者をいう。ただし、高等専門学校の1年生から3年生までは高等学校の生徒の例による。
- 3 「一般人」は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童及び生徒、未就学児並びに学生以外の者をいう。

### 2 施設利用料

#### (1) 4月及び5月並びに10月及び11月

施 設			入場料等			
			1,000円以下	1,001円以上 3,000円以下	3,001円以上 5,000円以下	5,001円以上
県民ギャラリー	全面利用	1日につき	30,000円	39,000円	48,000円	60,000円
		半日につき	15,000円	19,500円	24,000円	30,000円
	分割利用	1日1区画につき	1,500円	1,950円	2,400円	3,000円
		半日1区画につき	750円	975円	1,200円	1,500円
県民ギャラリー控室	1日につき	600円	600円	600円	600円	
	半日につき	300円	300円	300円	300円	
ホール	1日につき	12,000円	15,600円	19,200円	24,000円	
	半日につき	6,000円	7,800円	9,600円	12,000円	
スタジオ1	1日につき	5,000円	6,500円	8,000円	10,000円	
	半日につき	2,500円	3,250円	4,000円	5,000円	
スタジオ2	1日につき	7,000円	9,100円	11,200円	14,000円	
	半日につき	3,500円	4,550円	5,600円	7,000円	
スタジオ3	1日につき	7,000円	9,100円	11,200円	14,000円	
	半日につき	3,500円	4,550円	5,600円	7,000円	
控室1	1日につき	800円	800円	800円	800円	
	半日につき	400円	400円	400円	400円	
控室2	1日につき	800円	800円	800円	800円	
	半日につき	400円	400円	400円	400円	
控室3	1日につき	800円	800円	800円	800円	

	半日につき	400円	400円	400円	400円
ひろま	1日につき	12,000円	15,600円	19,200円	24,000円
	半日につき	6,000円	7,800円	9,600円	12,000円
えんがわ	1日につき	5,000円	6,500円	8,000円	10,000円
	半日につき	2,500円	3,250円	4,000円	5,000円
創作テラス	1日につき	5,000円	6,500円	8,000円	10,000円
	半日につき	2,500円	3,250円	4,000円	5,000円
企画展示室	1日につき	60,000円	78,000円	96,000円	120,000円
	半日につき	30,000円	39,000円	48,000円	60,000円
2階テラス	1日につき	4,000円	5,200円	6,400円	8,000円
	半日につき	2,000円	2,600円	3,200円	4,000円
特別展示コーナ ー	1日につき	2,700円	2,700円	2,700円	2,700円
	半日につき	1,350円	1,350円	1,350円	1,350円
展望テラス	1日につき	4,000円	5,200円	6,400円	8,000円
	半日につき	2,000円	2,600円	3,200円	4,000円

備考

- この表において「入場料等」とは、入場料、参加費、受講料、検定料その他名称のいかんを問わず、催しへの参加の対価として徴収されるもののうち、当該催しにおける最高額のものをいう（次表において同じ。）。
- この表において「半日」とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで（ホール、スタジオ1から3まで、控室1から3まで、ひろま、えんがわ及び各階のテラスにあっては、午前9時から午後0時30分まで又は午後1時から午後4時30分まで）をいう（次表において同じ。）。
- 利用時間が半日未満であるときは半日として計算し、利用時間が半日を超え、かつ、1日未満であるときは1日として計算する（次表において同じ。）。
- 地場産業の振興、若手アーティスト支援及び障がい者団体の自立促進に資する催しに利用する場合の施設利用料は、入場料等の徴収の有無及び金額にかかわらず、入場料等の1,000円以下の区分の金額を適用する（次表において同じ。）。
- この表のうち、指定管理者が利用日直前に行った県民ギャラリーの利用者募集に応じて同施設を利用するときの施設利用料（(3)において「利用促進料金」という。）は、この表に定める利用料金に2分の1を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げた額）とする（次表において同じ。）。

(2) 6月から9月まで及び12月から翌年3月まで

施 設			入場料等			
			1,000円以下	1,001円以上 3,000円以下	3,001円以上 5,000円以下	5,001円以上
県民ギャ ラリー	全面 利用	1日につき	36,000円	46,800円	57,600円	72,000円
		半日につき	18,000円	23,400円	28,800円	36,000円
	分割 利用	1日1区画につき	1,800円	2,340円	2,880円	3,600円
		半日1区画につき	900円	1,170円	1,440円	1,800円
県民ギャラリー 控室	1日につき	720円	720円	720円	720円	
	半日につき	360円	360円	360円	360円	
ホール	1日につき	14,400円	18,720円	23,040円	28,800円	
	半日につき	7,200円	9,360円	11,520円	14,400円	
スタジオ1	1日につき	6,000円	7,800円	9,600円	12,000円	

	半日につき	3,000円	3,900円	4,800円	6,000円
スタジオ2	1日につき	8,400円	10,920円	13,440円	16,800円
	半日につき	4,200円	5,460円	6,720円	8,400円
スタジオ3	1日につき	8,400円	10,920円	13,440円	16,800円
	半日につき	4,200円	5,460円	6,720円	8,400円
控室1	1日につき	960円	960円	960円	960円
	半日につき	480円	480円	480円	480円
控室2	1日につき	960円	960円	960円	960円
	半日につき	480円	480円	480円	480円
控室3	1日につき	960円	960円	960円	960円
	半日につき	480円	480円	480円	480円
ひろま	1日につき	14,400円	18,720円	23,040円	28,800円
	半日につき	7,200円	9,360円	11,520円	14,400円
えんがわ	1日につき	5,000円	6,500円	8,000円	10,000円
	半日につき	2,500円	3,250円	4,000円	5,000円
創作テラス	1日につき	5,000円	6,500円	8,000円	10,000円
	半日につき	2,500円	3,250円	4,000円	5,000円
企画展示室	1日につき	72,000円	93,600円	115,200円	144,000円
	半日につき	36,000円	46,800円	57,600円	72,000円
2階テラス	1日につき	4,000円	5,200円	6,400円	8,000円
	半日につき	2,000円	2,600円	3,200円	4,000円
特別展示コーナー	1日につき	3,240円	3,240円	3,240円	3,240円
	半日につき	1,620円	1,620円	1,620円	1,620円
展望テラス	1日につき	4,000円	5,200円	6,400円	8,000円
	半日につき	2,000円	2,600円	3,200円	4,000円

(3) 時間外利用

利用予定時間を超えて利用する場合（利用促進料金によって利用していた場合を含む。）には、当該利用時間30分につき、次の表に定める割増し利用料金を加算する。

施 設			時 季	
			4月及び5月並びに10月及び11月	6月から9月まで及び12月から翌年3月まで
県民ギャラリー	全面利用	30分につき	2,250円	2,700円
	分割利用	30分1区画につき	113円	135円
県民ギャラリー控室		30分につき	45円	54円
ホール		30分につき	960円	1,152円
スタジオ1		30分につき	400円	480円
スタジオ2		30分につき	560円	672円
スタジオ3		30分につき	560円	672円
控室1		30分につき	64円	77円
控室2		30分につき	64円	77円
控室3		30分につき	64円	77円
ひろま		30分につき	960円	1,152円

えんがわ	30分につき	400円	400円
創作テラス	30分につき	400円	400円
企画展示室	30分につき	4,500円	5,400円
2階テラス	30分につき	320円	320円
特別展示コーナー	30分につき	203円	243円
展望テラス	30分につき	320円	320円

備考 30分未満の利用は30分として計算する。

(4) 貸切利用

上記(1)から(3)までの規定にかかわらず、貸切利用をする場合の施設利用料は次のとおりとする。

区 分		単 位	金 額
貸切利用料	営利を目的とするもの	4時間につき	200,000円
	営利を目的としないもの	4時間につき	100,000円
夜間利用料		一夜につき	150,000円

備考

- この表において「貸切利用」とは、開館日の午後5時30分から午後9時30分まで（当該日が通常とは異なる開館時間の日であるときは、指定管理者が別に定める時間）又は休館日の午前6時から午後10時までにおいて、ひろま、えんがわ及び各階のテラス等（指定管理者が別に認める施設を含む。）を一括して借り上げる場合の利用をいう。
- 貸切利用に伴い、当該利用の日の前日午後5時30分（当該前日が通常とは異なる開館時間の日であるときは、指定管理者が別に定める時間）からその翌日午前6時までの間に、利用者等（利用者から委託等を受けた者を含む。次項において同じ。）が設営作業のため対象施設の全部又は一部を利用する場合には、貸切利用料とは別に、夜間利用料を徴する。
- 貸切利用に伴い、前項に規定する時間以外の時間に、利用者等が設営作業のため施設を利用する場合には、開館時間にあつては(1)から(3)までに規定する通常の施設利用料、開館時間以外の時間にあつては貸切利用料を適用する。

3 設備利用料

区 分	設備名	単 位	金 額
ひろま	プロジェクター	1台1日につき	20,000円
	ワイヤレスハンドマイク	1本1日につき	1,000円
	ワイヤレスピンマイク	1本1日につき	1,200円
	メディアプレーヤー	1台1日につき	1,000円
ホール	液晶プロジェクター	1台1日につき	2,000円
	液晶ディスプレイ	1台1日につき	500円
	ワイヤレスピンマイク	1本1日につき	1,200円
	メディアプレーヤー	1台1日につき	1,000円
スタジオ	液晶プロジェクター	1台1日につき	2,000円
	ワイヤレスハンドマイク	1本1日につき	1,000円
	メディアプレーヤー	1台1日につき	1,000円
県民ギャラリー	彫刻台	1台1日につき	150円
	LEDスポットライト	1灯1日につき	50円
企画展示室	LEDスポットライト	1灯1日につき	50円
	50インチモニター	1台1日につき	500円
	4面ガラスハイケース	1台1日につき	2,000円
	3面ガラスハイケース	1台1日につき	2,000円

	アクリルケース	1台1日につき	500円
	大型ハイケース	1台1日につき	1,000円
	箱型可動壁	1台1日につき	500円
全室	持込電気機器による電気使用料	1キロワット1時間につき	30円
	ガンタッカー及びその針	一式	500円
	両面テープ及び虫ピン	一式	500円

備考 1日未満の利用は1日として計算することとし、1キロワット未満の電気の使用は1キロワットとして計算することとする。

4 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和6年10月1日
- (2) 適用開始年月日 令和7年3月30日

鳥取県告示第597号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
有限会社いわみ調剤薬局	岩美郡岩美町大字大谷2373-5	令和6年9月30日

鳥取県告示第598号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和6年11月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（河川測量及び三次元点群データ作成）
- 2 作業期間 令和6年10月11日から令和7年2月12日まで
- 3 作業地域 八頭郡若桜町及び八頭町

鳥取県告示第599号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和6年11月1日

鳥取県中部総合事務所長 木 本 美 喜

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っている事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日

株式会社土屋	岡山県井原市 井原町192-2	ホームケア土屋鳥 取	倉吉市海田西町二 丁目57-1	居宅介護・重度 訪問介護	令和6年4 月30日
--------	--------------------	---------------	--------------------	-----------------	---------------